

◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成27年9月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
角田地区コミュニティセンター	新潟市西蒲区角田浜 1815 番地 1	多目的ホール	111.79	平成 27 年 9 月 10 日
		会議室	45.55	
		和室	46.37	
西川地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区旗屋 701 番地 2	会議室	24.80	
		和室 1 及び 2	59.60	
中之口地区コミュニティセンター	新潟市西蒲区中之口 626 番地	ホール	190.00	
		多目的室	169.60	
		会議室 1	71.90	
		会議室 2	41.80	
		会議室 3	35.80	